

入院料・特定入院料・加算等算定病院数

入院基本料	病院数	一般病棟1 群入院基 本料1	一般病棟1 群入院基 本料2	一般病棟1 群入院基 本料2(看 護師比率 基準未満)	特定機能 病院一般 病棟1群入 院基本料1	特定機能 病院一般 病棟1群入 院基本料2
DPC対象病院	82	1	0	0	81	0
DPC試行的適用病院	62	49	14	0	0	0
DPC調査協力病院	228	183	43	2	0	0

特定入院料	病院数	特定集中 治療室管 理料	新生児特 定集中治 療室管理 料	広範囲熱 傷特定集 中治療 室管理料	総合周産 期特定集 中治療 室管理料(母 体・胎児)	総合周産 期特定集 中治療 室管理料(新 生児)	救命救急 入院料	小児入院 医療管理 料	ハイケアユ ニット入院 医療管理 料
DPC対象病院	82	81	50	5	13	14	30	0	3
DPC試行的適用病院	62	31	8	1	3	3	6	24	7
DPC調査協力病院	228	117	39	3	7	7	47	68	13

入院基本料等加算	病院数	入院時医 学管理加 算	紹介外来 加算	紹介外来 特別加算	急性期入 院	急性期特 定入院加 算	地域医療 支援病院 入院診療 加算	臨床研修 病院入院 診療加算	診療録管 理体制加 算	10対1看 護補助加 算	15対1看 護補助加 算
DPC対象病院	82	15	79	15	8	0	1	55	62	21	10
DPC試行的適用病院	62	11	33	14	28	14	6	40	61	10	9
DPC調査協力病院	228	39	121	47	115	44	30	170	218	45	21

その他	病院数	画像診断 管理加算	麻酔管理 料	病理診断 料
DPC対象病院	82	82	79	81
DPC試行的適用病院	62	51	53	35
DPC調査協力病院	228	190	207	144

DPC に関連する主な施設基準について

○ 入院基本料

一般病棟入院基本料

- ・ 一般病床における入院基本料
- ・ 看護配置、平均在院日数等に応じてⅠ群 1～5、Ⅱ群 3～5 に区分
- ・ このうち、DPC 対象は、
 - Ⅰ群 1（看護配置 2：1 以上、平均在院日数 21 日以内）
 - Ⅰ群 2（看護配置 2.5：1 以上、平均在院日数 26 日以内）

特定機能病院入院基本料 一般病棟

- ・ 特定機能病院の一般病床における入院基本料
- ・ 看護配置、平均在院日数等に応じてⅠ群 1～2、Ⅱ群 1～3 に区分
- ・ このうち、DPC 対象は、
 - Ⅰ群 1（看護配置 2：1 以上、平均在院日数 28 日以内）
 - Ⅰ群 2（看護配置 2.5：1 以上、平均在院日数 28 日以内）

専門病院入院基本料

- ・ 専門病院の一般病床における入院基本料
- ・ 看護配置、平均在院日数等に応じて 1 および 2 に区分
- ・ DPC 対象は、下記 1 および 2。
 - 1（看護配置 2：1 以上、平均在院日数 33 日以内）
 - 2（看護配置 2.5：1 以上、平均在院日数 36 日以内）

○ 入院基本料加算

入院時医学管理加算

- ・ 病院の一般病棟に対する医師の配置数と外来入院患者比率を指標とする加算。
 - 常勤の医師数が許可病床数の 12%以上
 - 入院以外の患者数が入院患者数の 1.5 倍以下

紹介外来加算

- ・ 許可病床数 200 床以上の病院の一般病棟に対する紹介率を指標とする加算。
 - 許可病床数 200 床以上
 - 地域医療支援病院：地域医療支援病院紹介率 30%以上
 - 地域医療支援病院以外の病院：紹介率 30%以上

紹介外来特別加算

- ・ 許可病床数 200 床以上の病院の一般病棟に対する紹介率を指標とする加算。
 - 許可病床数 200 床以上
 - 地域医療支援病院：地域医療支援病院紹介率 30%以上
 - 地域医療支援病院以外の病院：紹介率 30%以上
 - 入院以外の患者数が入院患者数の 1.5 倍以下

急性期入院加算

- ・ 病院の一般病棟に対する紹介率と、平均在院日数、その他診療録管理体制等の有無を指標とする加算。
 - 地域医療支援病院：地域医療支援病院紹介率 30%以上
 - 地域医療支援病院以外の病院：紹介率 30%以上
 - 当該一般病棟入院患者の平均在院日数が 17 日以内
 - 診療録管理体制加算の届出、医療安全管理体制の整備 等

急性期特定入院加算

- ・ 病院の一般病棟に対する紹介率と、平均在院日数、入院外来患者比率その他診療録管理体制等の有無を指標とする加算。
 - 地域医療支援病院：地域医療支援病院紹介率 30%以上
 - 地域医療支援病院以外の病院：紹介率 30%以上
 - 当該一般病棟入院患者の平均在院日数が 17 日以内
 - 入院以外の患者数が入院患者数の 1.5 倍以下
 - 診療録管理体制加算の届出、医療安全管理体制の整備 等

地域医療支援病院入院診療加算

- ・ 地域医療支援病院における紹介患者に対する医療提供、病床や高額医療機器等の共同利用、24 時間救急医療の提供等を評価するもの。
- ・ 1 と 2 があり、1 は、地域医療支援病院であることが算定要件。2 については、下記が算定要件。
 - 地域医療支援病院：地域医療支援病院紹介率 80%以上

臨床研修病院入院診療加算

- ・ 研修医が、当該保険医療機関の研修プログラムに位置づけられた臨床研修病院及び臨床研修協力施設において研修を受けている場合に算定できる加算。
 - 単独型又は管理型臨床研修指定病院（大学病院を含む）
 - 診療録管理体制加算を算定している
 - 「研修医」2.5 人につき指導医（臨床研修 7 年以上）1 人以上等

診療録管理体制加算

- ・ 1 名以上の専任の診療記録管理者の配置その他の診療録管理体制を整え、現に患者に対し診療情報を提供している保険医療機関への加算。
 - 診療記録のすべてが保管及び管理されている
 - 1 名以上の診療記録管理者の配置
 - 診療記録管理を行うに必要な体制、適切な施設及び設備の整備 等

○ 特定入院料

救命救急入院料

- ・ 救命救急センターを有する病院
- ・ 重篤な救急患者に対する医療を行うにつき必要な医師及び看護師の常時配置
- ・ 重篤な救急患者に対する医療を行うにつき十分な専用施設 等
- ・ 特定集中治療室管理料の施設基準を満たしているかに応じて 1 及び 2 に区分

特定集中治療室管理料

- ・ 集中治療を行うにつき必要な医師等の常時配置
- ・ 常時、入院患者数と看護師数の比が 2 対 1 以上
- ・ 集中治療を行うにつき十分な専用施設
- ・ 重症度を満たす患者 9 割以上 等

ハイケアユニット入院医療管理料

- ・ 常時、入院患者数と看護師数の比が 4 対 1 以上
- ・ 特定集中治療室に準じる設備
- ・ 重症度・看護必要度等を満たす患者 8 割以上 等

新生児特定集中治療室管理料

- ・ 集中治療を行うにつき必要な医師等の常時配置
- ・ 常時、入院患者数と助産師又は看護師の数の比が 3 対 1 以上
- ・ 集中治療を行うにつき十分な専用施設 等

総合周産期特定集中治療室管理料

- ・ 集中治療を行うにつき必要な医師等の常時配置
- ・ 常時、入院患者数と助産師又は看護師の数の比が 3 対 1 以上
- ・ 集中治療を行うにつき十分な専用施設 等

広範囲熱傷特定集中治療室管理料

- ・ 集中治療を行うにつき必要な医師等の常時配置
- ・ 常時、入院患者数と看護師数の比が 2 対 1 以上
- ・ 集中治療を行うにつき十分な専用施設 等

一類感染症患者入院医療管理料

- ・ 常時、入院患者数と看護師数の比が 2 対 1 以上 等

小児入院医療管理料

- ・ 特定機能病院以外の病院で小児科を標榜している病院
- ・ 医療法施行規則に定める医師の員数以上の配置 等
- ・ 常勤医師数、平均在院日数及び看護配置等に応じて 1～3 に区分

○ 画像診断

画像診断管理加算

- ・ 専ら画像診断を担当する医師（専ら画像診断を担当した経験を 10 年以上有するものに限る）が、読影結果を文書により主治医に報告することを評価した加算。
 - 放射線科を標榜する医療機関
 - 画像診断を専ら担当する常勤医師の配置
 - 画像診断を専ら担当する常勤医師により、全ての核医学診断、コンピュータ断層診断が行われているかに応じて、1 及び 2 に区分 等

○ 麻酔

麻酔管理料

- ・ 麻酔科を標榜する保険医療機関において、当該保険医療機関の常勤の麻酔科標榜医が術前術後の診察を行い、かつ手術中に専ら当該麻酔科標榜医が硬膜外麻酔、脊椎麻酔又はマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を行った場合に算定できる加算。